

「外来感染対策向上加算」に係る掲示

当院では、新興感染症発生時等に、都道府県の要請を受けて発熱患者の外来診療などを実施する体制を有します。

院内感染対策防止策として、必要に応じて次のような取り組みを行なっています。

- ・感染管理者である医師が中心となり、従業員全員で院内感染対策を推進します。
- ・院内感染対策の基本的考え方や関連知識の習得を目的に、研修会を年2回実施します。
- ・感染性の高い疾患（新型コロナウイルス感染症など）が疑われる場合は、待機スペースを確保し対応します。
- ・抗菌薬については厚生労働省のガイダンスに則り、適正に使用いたします。
- ・標準感染予防策を踏まえた院内感染対策マニュアルを作成して、従業員全員がそれに沿って院内感染対策を推進していきます。
- ・感染対策に関して機関病院と連携体制を構築し、定期的に必要な情報提供やアドバイスを受け、院内感染対策の向上に努めます。

令和6年6月1日

医療法人光寿会 坂下クリニック